第4回 運輸/競争政策·基準認証·法務·資格 合同 TF 議事概要

1. 日 時: 平成19年11月8日(木) 14:00~14:30

2. 場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

3. 項 目:「国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の在り方について」

4. 出席者:【規制改革会議】中条主查

【国土交通省】航空局監理部

総務課長 田村 明比古 航空事業課長 篠原 康弘

航空局技術部

航空機安全課航空機技術基準企画官 川上 光男

5. 議事:

○中条主査 それでは、第4回競争政策/運輸合同TFとして、国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の在り方について、国土交通省さんからご説明を頂きたいと思います。 それではよろしくお願い致します。

○田村総務課長 それでは、ご質問の件につきまして、御説明させていただきます。

国際航空における運輸協定に関しまして、独占禁止法の適用除外の制度があるわけでございますけれども、これにつきましては、公正取引委員会の研究会で調査検討を行っておられるかと思います。10月にパブリックコメントも実施されて、年内に報告書を取りまとめられる予定だということを伺っております。基本的に国土交通省といたしましては、研究会の検討を見守りたいと考えております。

これがまず第一でございます。現時点において私どもの基本的な考え方というのを少し付け加えて申し上げますならば、様々な組みせで複数の航空会社を乗り継ぐ利用者のために、乗り継ぎのための運賃等をあらかじめできるだけ多くの航空会社の間で協議して定めておくということは、利用者利便を確保するための措置として国際的に定着しておりますし、このような協定について独占禁止法の適用除外を認めるということには、十分な合理性があると考えております。

それから、現行の適用除外制度というのは、いったん認可を受けた協定でありましても、 公正取引委員会が国土交通大臣に対しまして協定の変更命令等の措置を請求できるという ことがございますし、それから、法で幾つか決められておりますけれども、例えば不公正 な取引方法を用いたり、競争を実質的に制限して、利用者の利便・利益を不当に害すると か、幾つかの場合におきましては、独占禁止法が適用されるということになっておりまし て、そういう意味では、今の制度でも利用者の利益が不当に害されることのないように配 慮した仕組みになっているのではないかと考えております。それが、取りあえず今の時点 で私どもが持っております基本的な考え方であるということでございます。

○中条主査 航空会社からもヒアリングをしておりますけれども、一般的な議論としては 適用除外自体はそれを適用除外にしないというのが世界の流れになっているという中で、 それ自体は仕様がないかもしれないけれども、乗り継ぎ運送はインターライニングがきちんとできるような形にしてほしいという声が多いわけです。その方法として、いろいろな 方法が適用除外から外された国では実行されているわけで、例えば、e タリフだとかフレックスフェアだとかいろいろやり方があるわけですね。そういったものについて、きちんとしたガイドラインは出してほしいよねと。ともかく何かやったらそれは全部駄目よという話では困りますよねというところが多いわけですけれども、国交省さんとしては、適用除外自体を残すべきであるというお考えですか。

- ○田村総務課長 現時点では先ほどのような考え方であるということです。
- ○篠原航空事業課長 一つ目としては、制度としては、公取の方でも独禁法上問題があれば、十分に対応できる制度になっているというのがあります。

もう一つは、ちょっと違う論点になるのですけれども、世界の流れがそういうふうになっているというお話でしたが、実はアジア地域ではそのような動きは正直言って全くありませんで、欧州のような地域で動きがある、というのが現状であるかと思います。それを受けて日本の制度はどうかという御議論だと思うのですが、アジアではむしろキャリア運賃すらもない国がほとんどという中で、今彼らが考えているフレックスフェアのようなものができる素地すらもないということですので、やはりアジアとのボリュームの多い日本が、すぐにそういうことができるかという現実に問題もあるかと思いますので、今の制度に大きな問題がない、今の制度でもちゃんとできるということであれば、積極的に変える理由はないのではないかというのが、国交省のポジションです。

○中条主査 要するに、どっちを原則にするかという話かなと私は思っているのですけれども、どっちが世界標準なのかということになると、先のことを見て考えればとか、あるいはアメリカやヨーロッパ等の結び付きの方を重視するのだったら、そっちの流れが主になるだろうし、アジアの中もいろいろな国があるわけですから、その中で確かに e タリフなどというやり方は、かなり成熟したところでないと上手く行かないということは当然あり得るわけですから、そういうところで現実に可能かどうかという話の方に重点を置くのかということにはなると思います。

しかしながら、私どもの方としては、世界の流れの方に合わせていった方が現実的ではないかという意見だということだけ、取りあえず申し上げさせていただきたいと思います。 本日は、ありがとうございました。